

北九州市教育委員会訓令第3号

庁中一般

北九州市教育委員会職員証に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会職員証に関する規程等の一部を改正する訓令

(北九州市教育委員会職員証に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会職員証に関する規程(昭和43年北九州市教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育機関(」の次に「美術館、博物館等の施設及び」を加える

。

(北九州市教育委員会職員の名札着用に関する規程の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会職員の名札着用に関する規程(昭和43年北九州市教育委員会訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育機関(」の次に「美術館、博物館等の施設及び」を加える

。

(北九州市教育委員会職員勤務評定規程の一部改正)

第3条 北九州市教育委員会職員勤務評定規程(昭和43年北九州市教育委員会訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育機関(」の次に「美術館、博物館等の施設及び」を加える

。

(北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第4条 北九州市教育委員会事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第1類の教育機関」という。)の長」の次に「、美術館長、自然史・歴史博物館長」を、「第2類の教育機関」という。)の長」の次に「、文化スポーツ部長、美術館副館長、自然史・歴史博物館副館長、松本清張記念館長、文学館長」を加え、「、松本清張記念館副館長、文学館副館長」を削り、「給与課長」の次に「、文化政策課長、文化振興課長、松本清張記念館副館長、文学館副館長、長崎街道木屋瀬宿記念館長」を、「青少年課長」の次に「、児童文化科学館長、少年自然の家所長、青少年センター所長」を加え、「まちづくり推進課長」を「コミュニティ支援課長」に改める。

別表中

を

出席停止（性行不良に係るものに限る。）の命令	すべてのもの						
------------------------	--------	--	--	--	--	--	--

出席停止（性行不良に係るものに限る。）の命令	全てのもの						
文化財の保護及び活用に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務		〔市民文化スポーツ局長〕		〔文化スポーツ部長〕 軽易なもの		〔文化振興課長〕 定例的なもの	
文化財の調査、指定及び管理に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務		〔市民文化スポーツ局長〕		〔文化スポーツ部長〕 軽易なもの		〔文化振興課長〕 定例的なもの	
文化財保存事業の助成に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務		〔市民文化スポーツ局長〕		〔文化スポーツ部長〕 軽易なもの		〔文化振興課長〕 定例的なもの	
文化財保護審議会に関する事務		〔市民文化スポーツ局長〕		〔文化スポーツ部長〕 軽易なもの		〔文化振興課長〕 定例的なもの	
美術館及び自然史・歴史博物館の管理（それぞれ重要なものを除く。）に関する事務		〔市民文化スポーツ局長〕					文化政策課長に合議すること（定例的なものを除く。）。
美術館の使用の承認に関する事務		〔美術館長〕					
美術館に特別の設備をし、又は造作を加えることの承認に関する事務		〔美術館長〕					
美術品の展覧会の企画及び開催に関する事務		〔美術館長〕					

美術品の購入品目で重要でないものの選定に関する事務		〔美術館長〕					
美術館協議会に関する事務		〔美術館長〕					
自然史・歴史博物館の使用の承認に関する事務		〔自然史・歴史博物館長〕					
自然史・歴史博物館に特別の設備をし、又は造作を加えることの承認に関する事務		〔自然史・歴史博物館長〕					
自然史・歴史博物館の特別展の企画及び開催に関する事務		〔自然史・歴史博物館長〕					
自然史資料及び歴史資料で重要でないものの購入品目の選定に関する事務		〔自然史・歴史博物館長〕					
博物館協議会に関する事務		〔自然史・歴史博物館長〕					
松本清張についての文学資料の収集及び調査研究の方針の決定に関する事務				〔松本清張記念館長〕			
松本清張の作品についての特別展の企画及び開催に関する事務				〔松本清張記念館長〕			
松本清張についての文学資料で重要でないものの購入品目の選定に関する事務				〔松本清張記念館長〕			
市にゆかりのある文学者に係る文学資料の収集及び調査研究の方針の決定に関する事務				〔文学館長〕			
文学館の特別展の企画及び開催に関する事務				〔文学館長〕			

に、

市にゆかりのある文学者に係る文学資料で重要でないものの購入品目の選定に関する事務					[文学館長]		
--	--	--	--	--	--------	--	--

公民館類似施設との連絡等に関する事務						[まちづくり推進課長]	
区における社会教育事業（教育機関が行う社会教育事業を除く。）の実施に関する事務						[まちづくり推進課長]	
区の社会教育関係団体との連絡等に関する事務						[まちづくり推進課長]	
区における青少年の育成活動（教育機関が行う青少年の育成活動を除く。）の実施に関する事務						[まちづくり推進課長]	
足立青少年の家、畑キャンプセンター及びキャンプ場の管理に関する事務						[まちづくり推進課長]	
足立青少年の家及び畑キャンプセンターの使用料及び手数料の減免又は徴収の猶予に関する事務						[まちづくり推進課長]	
区における学校施設開放事業の実施に関する事務						[まちづくり推進課長]	
市民センターにおける生涯学習事業に関する事務						[まちづくり推進課長]	

注1 専決事項中、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部長 部長、第1類の教育機関の副館長、第2類の教育機関の長、子ども家庭部長、担当

を

部長その他これらに準ずる者をいう。

(2) 課長 課長、生涯学習総合センター次長、松本清張記念館副館長、文学館副館長、第3類の教育機関の長、小学校長、中学校長、高等学校長、特別支援学校長、高等専修学校長、高等理容美容学校長、給与課長、青少年課長、市民課長、区役所出張所長、まちづくり推進課長、保健福祉課長、担当課長その他これらに準ずる者をいう。

(3) 小、中学校長等 小学校長、中学校長、高等学校長、特別支援学校長、高等専修学校長及び高等理容美容学校長をいう。

(4) 係長 係長、第4類の教育機関の長、幼稚園長、担当係長、副校長、教頭その他これらに準ずる者をいう。

(5) 学校職員 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専修学校及び高等理容美容学校に勤務する市費負担職員並びに県費負担教職員をいう。

注2 [] 内は専決区分を示す。

公民館類似施設との連絡等に関する事務						[コミュニティ支援課長]
区における社会教育事業（教育機関が行う社会教育事業を除く。）の実施に関する事務						[コミュニティ支援課長]
区の社会教育関係団体との連絡等に関する事務						[コミュニティ支援課長]
区における青少年の育成活動（教育機関が行う青少年の育成活動を除く。）の実施に関する事務						[コミュニティ支援課長]
足立青少年の家、畑キャンプセンター及びキャンプ場の管理に関する事務						[コミュニティ支援課長]
足立青少年の家及び畑キャンプセンターの使用料及び手数料の減免又は徴収の猶予に関する事務						[コミュニティ支援課長]
区における学校施設開放事業の実施に関する事務						[コミュニティ支援課長]

に

市民センターにおける生涯学習事業に関する事務						〔コミュニティ支援課長〕
<p>注</p> <p>1 専決事項中、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 局長 局長、美術館長及び自然史・歴史博物館長をいう。</p> <p>(2) 部長 部長、第1類の教育機関の副館長、第2類の教育機関の長、文化スポーツ部長、美術館副館長、自然史・歴史博物館副館長、松本清張記念館長、文学館長、子ども家庭部長、担当部長その他これらに準ずる者をいう。</p> <p>(3) 課長 課長、生涯学習総合センター次長、第3類の教育機関の長、小学校長、中学校長、高等学校長、特別支援学校長、高等専修学校長、高等理容美容学校長、給与課長、文化政策課長、文化振興課長、松本清張記念館副館長、文学館副館長、長崎街道木屋瀬宿記念館長、青少年課長、市民課長、区役所出張所長、コミュニティ支援課長、保健福祉課長、担当課長その他これらに準ずる者をいう。</p> <p>(4) 小、中学校長等 小学校長、中学校長、高等学校長、特別支援学校長、高等専修学校長及び高等理容美容学校長をいう。</p> <p>(5) 係長 係長、第4類の教育機関の長、幼稚園長、担当係長、副校長、教頭その他これらに準ずる者をいう。</p> <p>(6) 学校職員 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専修学校及び高等理容美容学校に勤務する市費負担職員並びに県費負担教職員をいう。</p> <p>2 [] 内は専決区分を示す。</p>						

改める。

(北九州市教育委員会文書規程の一部改正)

第5条 北九州市教育委員会文書規程(昭和47年北九州市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「同じ。)」の次に「、美術館、博物館等の施設」を加える。

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会訓令第4号

庁中一般

北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会文書規程（昭和47年北九州市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（文書等の取扱い）

第6条 幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校（以下「幼稚園等」という。）における文書等の取扱いについては、校務支援システム（幼稚園等における文書等の収受、保存、廃棄その他文書等の管理に関する事務を行うための電子情報処理組織で、教育委員会が管理するものをいう。以下同じ。）を使用するものとする。

2 高等学校、専修学校及び各種学校（以下「高等学校等」という。）における文書等の取扱いについては、文書管理システム（北九州市文書管理規則第2条第7号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）を使用するものとする。

3 文書等の取扱いに必要な簿冊は、特殊文書収配簿（第1号様式）及び郵便切手受払簿（第2号様式）とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「次に」の次に「定めるところに」を加え、同項第1号中「第4号様式」を「第3号様式」に、「押し、」の次に「幼稚園等にあつては校務支援システムに、」を加え、「記録し、その他の学校にあつては文書整理簿に必要事項を青字又は黒字で記入する」を「記録する」に改め、同項第3号中「もので」の次に「校務支援システム又は」を加え、「又は文書整理簿」を削り、「記録し、又は記入する」を「記録すること」に改め、同項第4号中「文書を文書整理簿とともに」を「文書は、」に改める。

第9条第2項中「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「次に」の次に「定めるところに」を加え、同条第2号中「ときは、」の次に「幼稚園等にあつては校務支援システムを、」を加え、「その他の学校にあつては文書整理簿に必要事項を赤字で記入し、」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

分類	種別	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
	保存期間	30年	10年	5年	3年	1年
庶務	庶務	学校沿革史 職員名簿		学校日誌	職員会記録	校務分掌表 行事予定表 庶務関係書
	文書・公印	北九州市教育関係例規集（常用）		学校に 関係のある法令・通達等		特殊文書 収配簿 郵便切手受払簿 北九州市公報 公印使用簿
	調査・統計	学校に 関係のある重要な調査・統計	学校基本調査	学校基本調査以外の 基幹統計調査票	国、県、市の 実施する調査・統計	
	管財	校舎設計図 建物引継書 校地校舎図面 施設台帳		学校施設目的 外使用関係書	防災管理及び 安全に関する文書	
教務						

学事	卒業証書台帳 保育証書台帳 修了証書台帳 入退学者整理簿（高等学校のみ） 褒章台帳	入学考査関係記録 入退学者整理簿（高等学校を除く学校） 入退学（園）願・届身分・在学・成績証明書発行台帳	就学通知書（各種許可書を含む。） 卒業（修了）者報告書 入園願書誓約書 学割証出納簿 学割証発行台帳		
指導	指導要録（学籍に関する記録） 原本・写	保育所児童保育要録抄本 幼稚園幼児指導要録抄本	教科書無償給与に関する文書 指導要録（指導に関する記録） 原本・写 児童指導要録抄本 出席簿 単位認定に関する	教育指導計画書 指導に関する調査書	休業日変更届 臨時休業報告書

			<p>する文書 担任学級・担任教科 ・担任科目時間表 事件処理簿 事故報告書 修学旅行実施報告書</p>	<p>児童・生徒名簿 成績一覧表 学校研究記録</p> <p>修学旅行計画書</p>	<p>宿泊を要する行事関係文書 行事記録 (運動会・学芸会・入学式・卒業式等)</p>
<p>人事 任免</p> <p> 服務</p>	<p>履歴書 (常用)</p>	<p>採用・退職等の内申書</p> <p>出勤簿 勤務に関する承認簿 勤務に関する承認申請書 時間外</p>	<p>免許状 関係文書</p>	<p>人事関係書 発令通知書(校医等を含む。) 出勤状況報告書 自宅研修計画書・報告書</p>	

給与

勤務命令簿
旅行命令簿
宿日直命令簿
職員事故報告書
校長事務引継書
昇給昇格等発令通知書
扶養親族届
住居届
通勤届
扶養手当認定書（確認票）
住居手当認定書（確認票）
通勤手当認定書（確認票）
扶養手当登録票

宿日直
日誌
警備日誌

給与関係報告書

福利厚生

住居手当登録票
通勤手当登録票
通勤費負担状況確認簿
家賃等負担状況確認簿
給与支給調書
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
給与所得者の保険料控除申告書
給与所得者の住宅取得控除申告書

健康診断個人票

経理					
予算・決算					市予算の 配当・令 達・流用 に関する 文書
収入			授業料 ・保育 料・証 明手数 料・入 学選抜 料の徴 収台帳 ・原符 ・市金 庫払込 済領収 書・収 入簿 授業料 未納督 促状発 送簿 私用電 話使用 料・領 収書 前渡金 の管理 に關す る文書 経費支 出伺 設備台	授業料 ・保育 料の減 免申請 書 生徒園 児の入 退学 園の異 動報告 書 修学・ 学業成 績証明 書交付 台帳	
支出					予算管理 (経理) 簿
物品会計	備品台	寄附採	設備台		寄附採納

<p>委託料</p> <p>校納金</p> <p>奨学</p>	<p>帳（常用） （図書 台帳を 含む。 ）</p>	<p>納に関する書類（物品を除く。）</p>	<p>帳（理振・産振・教材） 教科用 図書配 当表 物品事 故報告 書 委託料 の交付 に關す る文書 校納金 に關す る書類 就学援 助費補 助金關 係書</p>	<p>奨学生 名簿</p>	<p>に関する書類（物品） 消耗品受 払簿 物品返納 書 物品管理 換書</p>
<p>保健・給食</p> <p>保健</p> <p>給食</p>			<p>児童生徒健康 診断票 学校病 医療費 補助事 業關係 文書 学校医 等執務 日誌 学校給</p>	<p>保健室 執務日 誌 プール 管理日 誌 学校環 境衛生 管理日 誌 学校給</p>	<p>調理員細 菌検査書 健康觀察 簿 学校安全 關係文書 臨時休業 報告書（ 感染症） その他保 健關係書 類 給食調理</p>

			食出納 簿	食用物 資受払 簿 収入伝 票 支出伝 票 還付伝 票 児童給 食費内 訳表（ 一般児 童分）	日誌 各種納品 書
--	--	--	----------	--	-----------------

備考

- 1 この分類表に規定されている文書等で、別に法令で保存期間が定められているものについては、その期間を当該文書等の保存期間とすることができる。
- 2 この分類表に規定されていない文書等については、類似の文書等を基準にして、校長が適切な分類及び保存期間を定めるものとする。

第1号様式を削る。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第6条関係）」に改め、同様式を第1号様式とする。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第6条関係）」に改め、同様式を第2号様式とする。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第8条関係）」に改め、同様式を第3号様式とする。

第5号様式を第4号様式とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北九州市教育委員会文書規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職務上作成

し、又は取得した文書等（新規程第1条の文書等をいう。）について適用し、施行日前に職務上作成し、又は取得した文書等については、なお従前の例による。

北九州市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会事務局部長以下事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市教育委員会
教育長 柏木 修

北九州市教育委員会事務局部長以下事務専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市教育委員会事務局部長以下事務専決規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会事務局部長以下事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「松本清張記念館副館長、文学館副館長、」を削る。

第2条を削る。

第3条中松本清張記念館長専決事項の項及び文学館長専決事項の項を削り、同条を第2条とし、第4条を第3条とし、第4条の2を第4条とする。

第5条各号列記以外の部分中「埋蔵文化財センター、視聴覚センター、松本清張記念館及び文学館」を「視聴覚センター」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「美術館長、自然史・歴史博物館長、」を削り、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

(北九州市教育委員会職員出勤簿処理規程の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会職員出勤簿処理規程(昭和45年北九州市教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「教育機関(」の次に「美術館、博物館等の施設及び」を加える。

(防火管理者等の設置に関する規程の一部改正)

第3条 防火管理者等の設置に関する規程(昭和47年北九州市教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育機関(」の次に「美術館、博物館等の施設及び」を加える。

第2条第1項第2号中「、図書館、美術館、博物館、文学館及び史料館」を「及び図書館」に改める。

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

長
験所長 水質試験所長 松本清張記念館副館長
浄化センター所長 文学館副館長」

学習総合センター次長」に改め、同項 6 等級の欄中「担当部長」を「担当部長
危機管理

室長」に、「都市経営戦略室長 行政経営室長
情報政策室長」を情報政策室長 に、「
市制 50 周年記念事業推進室長」

「民事暴力相談センター所長
美術館副館長
民事暴力相談センター所長」を 自然史・歴史博物館副館長 に、「緊急経済
松本清張記念館長
文学館長」

「中央図書館副館長
美術館副館長
・雇用対策室長」を「雇用開発室長」に、 自然史・歴史博物館副館長 を「
松本清張記念館長
文学館長」

「危機管理
技術監理
美術館長
自然史・

中央図書館副館長」に改め、同項 7 等級の欄中「技術監理室長」を

監
室長 に、「中央図書館長
自然史・歴史博物館長」を「中央図書館長」に改める。
歴史博物館長」

別表第 1 の (3) 医事職の表の 医師 の項 2 等級の欄中「(保健衛生課
歯科医師
予防係長)」を「(保健医療課予防係長)」に改め、同項 3 等級の欄中 「(地
(保

域医療課長) を「(保健医療課長) に改める。
衛生課長)」 (生活衛生課長)」

獣医師

別表第1の(4) 医療技術職の表の ^{薬剤師} の項4等級の欄中「(食品衛生係長)」を「(食品衛生係長)(動物愛護センター次長)」に改め、同項5等級の欄中「(保健衛生課長)」を「(生活衛生課長)」に改め、同表の ^{診療放射線技師} ^{診療エックス線技師} の項4等級の欄中「(保健衛生課予防係長)」を「(保健医療課予防係長)」に改める。

別表第1の(7) 消防職の表の消防吏員の項5等級の欄中「消防訓練研修センター所長」を「訓練研修センター所長」に改め、同項6等級の欄中 ^{「部長} ^{危機} ^{管理室長」} を「部長」に改める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第4号

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北九州市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の個別の市長部局の本庁の項中「小倉北区役所庁舎」を「議事堂」に改め、「〔港湾空港局〕庶務係長」を削り、同表の個別の市長部局の区役所の項中「庶務係長 小倉北区役所庁舎の秩序維持を担当する担当係長」を「庶務係長」に改め、同表の個別の教育委員会の項中

本庁	教育長 〔総務部〕 人事係長 〔学務部〕 教職員係長 給与厚生係長 管理係長
美術館	館長

を

本庁	教育長 〔総務部〕 人事係長 〔学務部〕 教職員係長 給与厚生係長 管理係長 選考試験を担当する担当係長
----	--

に

改める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第5号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会事務局、美術館及び自然史・歴史博物館」を「市民文化スポーツ局」に改める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等に関する規則及び職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第6号

初任給、昇格、昇給等に関する規則及び職員の昇任に関する規則
の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第7の薬剤師の項中

大学卒	1級 6号給
-----	--------

を

大学6卒	1級 8号給
大学4卒	1級 6号給

に改め、同表の備考を同表の備考第

2項とし、同表の備考に第1項として次の1項を加える。

- 1 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第9の大学卒の3 専門職学位課程修了の項中

学校教育法による専門職大学院の専門職学位課程(同法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限(当該標準修業年限が専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあつては、当該変更がないものとした場合における標準修業年限)が2年以上のものをいう。)の修了

を

- (1) 学校教育法による専門職大学院の専門職学位課程（同法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、当該変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものをいう。）の修了
- (2) 前号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

に改め、同表の大学卒の4

大学6卒の項第1号中「又は」の次に「薬学若しくは」を加える。

（職員の昇任に関する規則の一部改正）

第2条 職員の昇任に関する規則（昭和43年北九州市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(4) 医療技術職の表中

獣医師	大学6卒	在職5年又は年齢34歳以上で在職3年
	大学4卒	在職7年又は年齢34歳以上で在職3年
薬剤師	大学卒	在職7年又は年齢34歳以上で在職3年

を

	大学6卒	在職5年又は年齢34歳以
--	------	--------------

獣医師 薬剤師		上で在職 3 年
	大学 4 卒	在職 7 年又は 年齢 3 4 歳以 上で在職 3 年

に改め、同表の備考第 1 項中「

獣医師」の次に「及び薬剤師」を加え、同表の備考中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

付 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市人事委員会公告第1号

昇任選考を受ける資格の特例（昭和60年北九州市人事委員会公告第5号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

1 昇任選考を受ける資格の特例の（4） 医療技術職3等級昇任選考を受ける資格の表中

獣医師	大学6卒	在職1年
	大学4卒	在職2年又は年齢32歳以上で在職1年
薬剤師	大学卒	在職2年又は年齢32歳以上で在職1年

を

獣医師 薬剤師	大学6卒	在職1年
	大学4卒	在職2年又は年齢32歳以上で在職1年

に改め、同

表の備考第2項中「獣医師」の次に「及び薬剤師」を加え、同表の備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、
1 昇任選考を受ける資格の特例の（5） 医療技術職4等級昇任選考を受ける資格の表中

獣医師	大学6卒	在職4年又は年齢33歳以上で在職2年
	大学4卒	在職6年又は年齢33歳以上で在職2年
薬剤師	大学卒	在職6年又は年齢33歳以上で在職2年

を

獣医師 薬剤師	大学6卒	在職4年又は年齢33歳以上で在職2年
	大学4卒	在職6年又は年齢33歳以上で在職2年

に改め、同

表の備考第2項中「獣医師」の次に「及び薬剤師」を加え、同表の備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。